

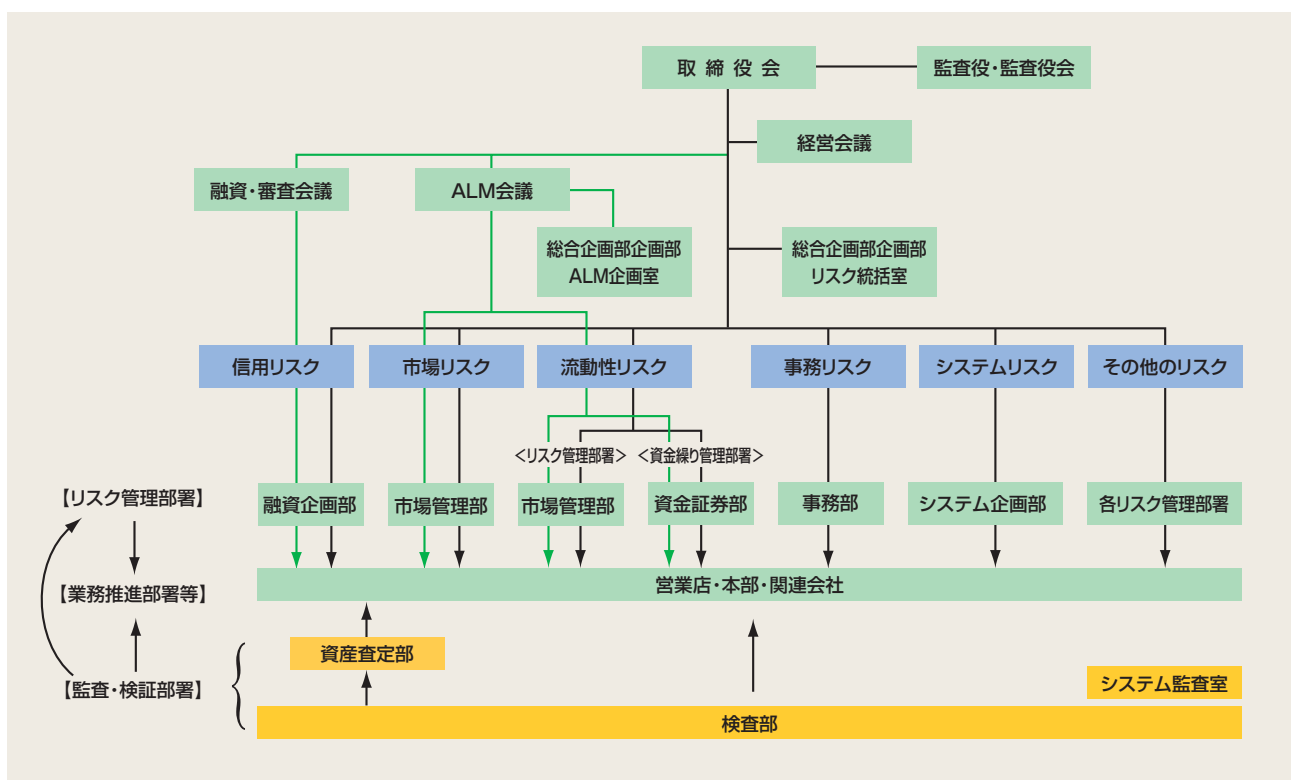
リスク管理体制について

リスク管理の基本的な考え方

大和銀行は、りそなグループ全体のリスク管理方針に則り、「強固な管理体制の確立」を経営の基本目標の1つに掲げてリスク管理体制を整備しています。主要なリスクについては業務推進部署から独立して設置したリスク管理部署がリスクの状況を評価・分析しています。また、検査部が行う内部監査によって、リスク管理体制の適切性・有効性等を検証・評価しています。各種リスクの状況については、リスク管理部署等が「取締役会」や「融資・審査会議」「ALM会議」などへ報告する体制となっています。

リスクの種類	説明
信用リスク	与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクです。
市場リスク	長短金利、債券・株式、外国為替等の相場変動から、保有する資産の価値が変動することにより損失を被るリスクです。
流動性リスク	財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利の支払いを余儀なくされることにより損失を被るリスクです。
事務リスク	役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクです。
システムリスク	コンピュータシステムのダウン、誤動作等のシステムの不備、あるいは、システムの不正使用、システムへの侵入、システムからの情報漏洩により損失を被るリスクです。
法務リスク	法令や契約に違反すること、不適切な契約を締結すること、その他法的原因により損失を被るリスクです。
レピュテーションリスク	事実と異なる報道や風説、噂などにより、信用や評判が悪化することにより損失を被るリスクです。

■ リスク管理体制



信用リスク管理

信用リスク管理の基本方針

大和銀行では、資産の健全性確保のため、業務推進部署から独立した審査体制の整備に加え、信用格付制度に基づく客観的な信用リスクの把握、信用リスク管理の高度化に努めています。各階層別の研修制度など職員に対する融資教育の充実により、融資の基本原則や実態把握方法を徹底して、全行的な信用リスク管理のレベルアップに努めています。

信用リスク管理の高度化

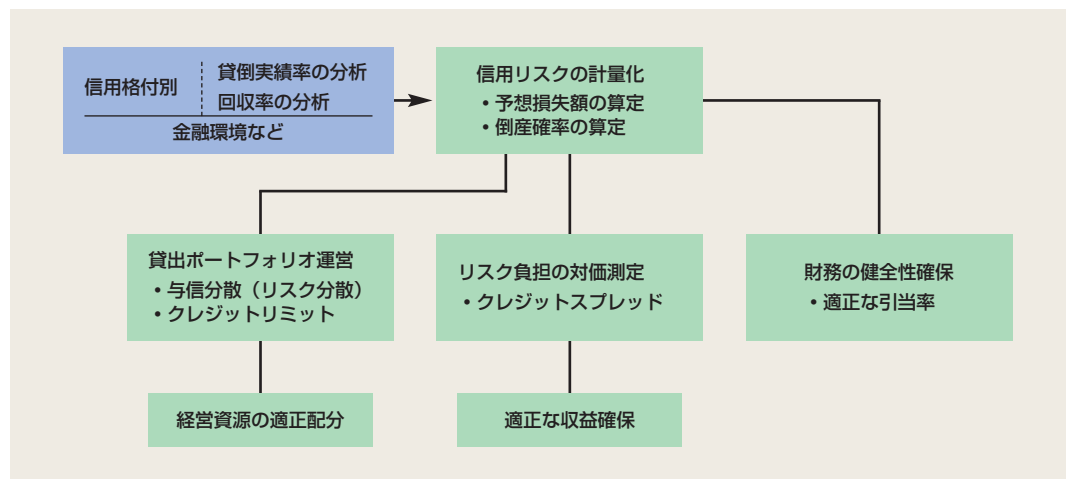
■ 信用格付制度

当行では15段階からなる信用格付制度を導入しています。この制度は、お取引先の財務諸表を10数項目の財務指標に基づき分析し、これに不良資産や含み損益などの資産内容と将来の債務履行の確実性に影響を与える可能性のある定性的要因を加味して、総合的な信用リスクを把握するものです。この信用格付に基づき貸出ポートフォリオの質的な面を管理するとともに、特定の業種や地域に偏らないバランスのとれた貸出運営に努めています。

■ 信用リスクの計量化

信用リスクの計量化とは、貸出金などの元利返済のキャッシュ・フローが、将来、デフォルト（債務不履行）という不確実な事象によってどの程度損なわれるかを予測することです。当行では、過去の信用格付別のデフォルト率（貸倒実績率）や回収率などを計量的に分析し、信用リスク量を適切に把握することによって、よりバランスのとれた貸出ポートフォリオの構築やリスクに見合った適切な貸出金利による業務運営に努めています。

■ 信用リスクの計量化



管理体制

当行における個々の与信審査は、営業店と本部に設置した「融資第一部」「融資第二部」「審査第一部」「審査第二部」「東京審査部」で行う体制とし、牽制・ダブルチェック体制が確立されています。

審査に当たっては、信用格付制度による実態把握を踏まえながら、案件ごとの資金使途やキャッシュ・フロー、保全状況などを検討し、的確かつ厳正な与信判断を行い、お取引先の健全な資金需要に対して、円滑な資金供給を行えるよう努めています。

「融資企画部」は、信用リスクの計量化等を通じ当行全体の信用リスクの状況を的確に把握し、審査管理体制を統括することにより、信用リスクを管理しております。

「資産査定部」では、自己査定の統括および検証を行うことに加え、信用格付の適切性の検証、与信事後管理の検証、および問題債権の処理状況のチェックなどを行い、牽制機能を発揮しています。一方「資産査定部」自体も「検査部」の内部監査を受けるなど適切な内部管理体制を敷いております。

問題債権については正常債権と分別する管理体制としており、審査第一部に再建支援チーム、審査第二部に債権回収の専任チームを設置するなどオフバランス化に向けた体制を敷いております。

不良債権処理については、不動産部内のプロジェクトチームと連携し、担保不動産の処分を促進するとともに、バルクセール(不良債権を複数取りまとめて一括売却する手法)や証券化手法などの積極的活用によって早期オフバランス化に努めています。

市場リスク管理

市場リスク管理の基本的な考え方

大和銀行では、市場リスクを適切にコントロールするため、取締役会において市場リスク管理の基本的な考え方を定め、リスク管理体制を整備しています。

フロント・オフィス(業務推進部署)やバック・オフィス(取引管理部署)から独立した、全行的な市場リスク管理部署として「市場管理部」を設置しています。市場リスクにかかわる上限枠を「ALM会議」において設定し、日次で市場商品のポジション・損益等をALM会議議長等に報告するとともに、月次で市場リスクの状況を「取締役会」「ALM会議」に報告しています。

トレーディング取引への取り組みとそのリスク管理手法

当行では、為替取引、金利スワップ取引、金利オプション取引などのトレーディング取引によってお客様の多様なニーズに応じた商品をご提供しています。

当行は、トレーディング取引における市場リスクを管理するため、バリュー・アット・リスク(VaR)法を用いています。VaRとは、自己のポジションに対して市場が不利な方向へ動いたときに一定の確率内で発生する最大損失額であり、統計的手法を用いて算出します。

また、市場が異常な動きをした場合など最悪のシナリオを複数設定して損失額を算出(ストレステスト)し、市場リスクにかかわる上限枠の設定等に利用しています。

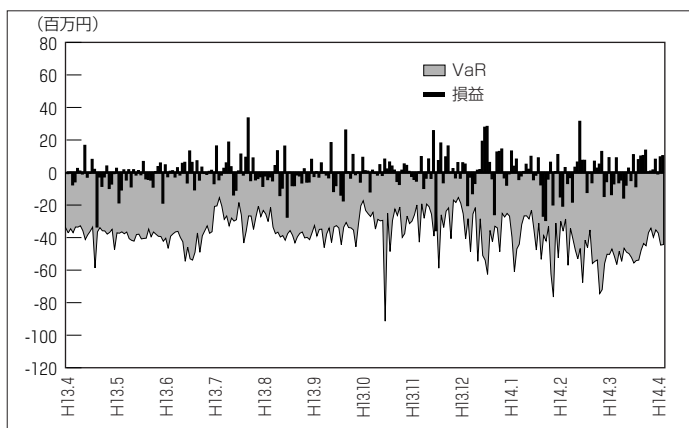
さらに、ベース・ポイント・バリュー(金利が0.01%変化したときの損益変化)などを用いたポジション管理や損失限度額の設定を各商品ごとに行っています。

■ バリュー・アット・リスクおよびバックテストの状況

平成13年度(平成13年4月1日～平成14年3月31日)のトレーディング取引にかかわる当行およびコスモ証券のVaR(保有期間10日、信頼区間99%)は、最大423百万円、最小84百万円、平均225百万円で推移しました。

当行は保有期間1日のVaRと損益を日次で比較することにより、算出されたVaRが適正であるかどうかを検証するバックテストを実施しています。平成13年度のバックテストの結果において日次の損失が保有期間1日のVaR値を上回った日はなく、当行のリスク計測モデルが十分な精度で市場リスク量を計測していることを示しています。

■ 平成13年度 当行トレーディング取引の日次VaRと損益の推移



デリバティブ取引のリスク管理

デリバティブ取引(金融派生商品取引)とは、金利・為替・債券といった金融取引(原資産取引)から派生したスワップ、オプションなどの取引をいいます。当行では主としてお客様のニーズに対応した商品のご提供を行う目的で、このデリバティブ取引を活用しています。

デリバティブ取引に係るリスクは、市場リスクと信用リスクとに大別することができます。市場リスクについては、「市場リスク管理規程」を制定し、これに基づいて厳格に管理しています。トレーディング取引の市場リスクについては、VaRに上限枠を設定するとともに、取引部署・商品ごとにポジション枠ならびに損失限度枠を設定して管理しています。信用リスクについては、取引相手ごとに与信相当額(取引相手方が債務不履行となった場合に当該デリバティブ取引に関して被る損失相当額)に対する限度額を設けて管理しています。

流動性リスク管理

大和銀行では、円および外貨の資金繰りを日々統合して管理するとともに、各種の管理指標を設定して資金繰りリスクの状況を適正に評価する体制を整えるなど、流動性リスク管理の強化に努めています。また、調達手段の多様化を図るとともに十分な流動性資産を確保し、流動性に配慮した業務運営を行っています。

ALM管理

金融の自由化、金融技術の革新といった銀行を取り巻く環境変化のなか、資産・負債の総合的な管理（ALM）の重要性がますます高まっています。

当行では、「ALM会議」がALMの基本的な方針を策定し、金利リスクを主体とした市場リスクおよび流動性リスクを勘案しつつ資産・負債のバランスを図りながら収益を確保するよう努めています。また、以下の手法を活用して、金利リスクを多面的に把握するとともに、金利リスクを総合的にコントロールしています。

- ・マチュリティラダー分析（金利感応度分析）

資産・負債の金利更改ベースでの残存期間別金額および期間別の差額や比率を算出し、金利感応性を把握します。金利見通しに従って、その差額や比率をコントロールする分析手法です。

- ・シミュレーション分析

資産・負債の各項目の金利シナリオと量シナリオとを組み合わせ、パフォーマンス評価を行う分析手法です。

事務リスク管理

銀行業務がますます多様化・専門化するなか、大和銀行では事務・システムリスクを削減するため、関係部署が連携し、事務管理体制の充実、事務水準の向上、処理の厳正化を図り、事務の正確性維持と事故防止に努めています。

具体的には、書類の継続的な整備、事務機器の充実、システムチェック機能の活用・強化、事務集中化による処理の定型化などに積極的に取り組んでいます。

教育・指導面では、階層別・業務別各種集合研修の実施や事務リスク管理研修の新設実施、各種マニュアルの作成・配付、事務部職員による営業店での現場指導などを行い、事務水準の向上、管理者の養成、営業店の事務品質の維持・向上に努めています。

システムリスク管理

銀行業務の多様化やネットワークを利用する取引の増加に伴い、お客様のプライバシーや企業機密を保護する観点から、情報管理がますます重要になっています。また、銀行のコンピュータシステムは、お客様や決済システムなどへ広範な影響を及ぼす可能性があり、その重要性が一段と高まっています。

このような状況を踏まえ、情報の管理およびシステムリスク管理の強化を図るとともに、大阪と東京に電算機センターを設置し、災害時には相互にバックアップして業務を継続できるシステムを構築しています。

法務リスク管理

リーガルチェックの実施、啓発活動、顧問弁護士との連携等により、法務リスクの極小化を図ることとしています。法務リスク管理規程を制定するとともに、総務部法務室が訴訟状況等を把握して法務リスク情報を統括管理しています。

レピュテーションリスク管理

事実と異なる報道や風説、噂などにより、信用や評判が悪化するレピュテーションリスク(風評リスク)は、思いがけないところから顕在化する可能性があります。当行では、ディスクロージャー(情報開示)の充実を図り、日常より正確で適切な情報提供に努めています。また、「広報マニュアル」を制定し、レピュテーションリスクに関する情報を速やかに把握し、原因の解明、対応ができる行内の体制を整えるとともに、それらの情報はグループ内で大和銀ホールディングス広報部が一元的に管理しています。

内部監査

自己責任原則に基づいて業務の健全性と適切性を確保することは、金融機関の最重要課題の1つです。リスク管理体制の適切性および有効性等を検証し、リスク管理体制の強化と業務の安定的な維持発展を図ることを目的として、大和銀行では他の業務部門から独立した「検査部」を設置して内部監査を行っています。

内部監査の対象は当行の全業務部門および全業務とし、具体的な監査範囲は年度ごとに策定する内部監査基本計画に織り込んでいます。コンピュータシステムに関連するリスクについては、検査部内にシステム監査室を設置して専門的に監査を行っています。

内部監査の結果については定期的に取り締役会などに報告しています。また、内部監査を通じて発見された問題点については検査部から所管本部等に対して改善提案を行っています。